

標 題：

マルタ籍 GMDSS 適用船に要求される
無線通信要員の要件の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 360

Date : 平成12年5月16日

関係船主・造船所各位

マルタ籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信要員の要件は、NK テクニカルインフォメーション No.293 (平成 10 年 12 月 16 日付)にてお知らせしております。

この程、マルタ国政府から同国国籍を有する GMDSS 適用船に対する同要件の改正について下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

記

マルタ籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信要員の要件

(保守の方法として船上保守以外が選択されている場合)

貨物船

- General Operator's Certificate (GOC)を所持する航海士 2 名、又は
- GOC を所持する専任無線通信士 1 名。

旅客船

- 航海士 3 名いずれも GOC 所持者、又は
- 航海士 2 名及び専任無線通信士 1 名いずれも GOC 所持者、又は
- 航海士 1 名及び専任無線通信士 2 名いずれも GOC 所持者。

なお、「専任無線通信士」とは、無線通信以外の業務を行わない者をいう。

(保守の方法として船上保守が選択されている場合)

この業務を遂行する者は、1st Class 又は 2nd Class Radio Electronic Certificate (REC) 或いは同等の資格証明書を所持する者であること。

以 上

お問い合わせ： 材料艤装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。